

Ⅱ． 監査業界の概観

Ⅱ．監査業界の概観

1．公認会計士の状況

（1）公認会計士制度の導入

日本の公認会計士制度は、昭和 2 年に施行された計理士法がその原点となっており、第二次世界大戦の終結後、経済社会の復興や民主化が進められる中、財務諸表の信頼性確保を目的に、監査証明を主な業務とする監査及び会計の専門家に係る資格を定めるものとして、昭和 23 年、計理士法を廃止して導入された。

具体的には、昭和 22 年に証券取引法（現・金商法）が公布され、株式、社債などの有価証券を発行又は募集する会社は届出をしなければならないとされたが、昭和 23 年の証券取引法の全部改正と法の公布・施行により、上場有価証券の発行者に公認会計士による監査証明の取得が義務付けられることとなった。

これに伴い、公認会計士試験の実施等のために会計士管理委員会（所掌事務の移管等を経て、昭和 27 年に公認会計士審査会となり、平成 16 年に現在の公認会計士・監査審査会に拡充・改組）が設置された。また、昭和 24 年に企業会計原則、昭和 25 年に監査基準が公表された。

現在の法には、公認会計士の使命と職責について、以下のように明記されており、公認会計士は、監査証明業務であれ非監査証明業務であれ、常にその使命と職責を自覚し、業務を遂行しなければならない。

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（法第 1 条）。」

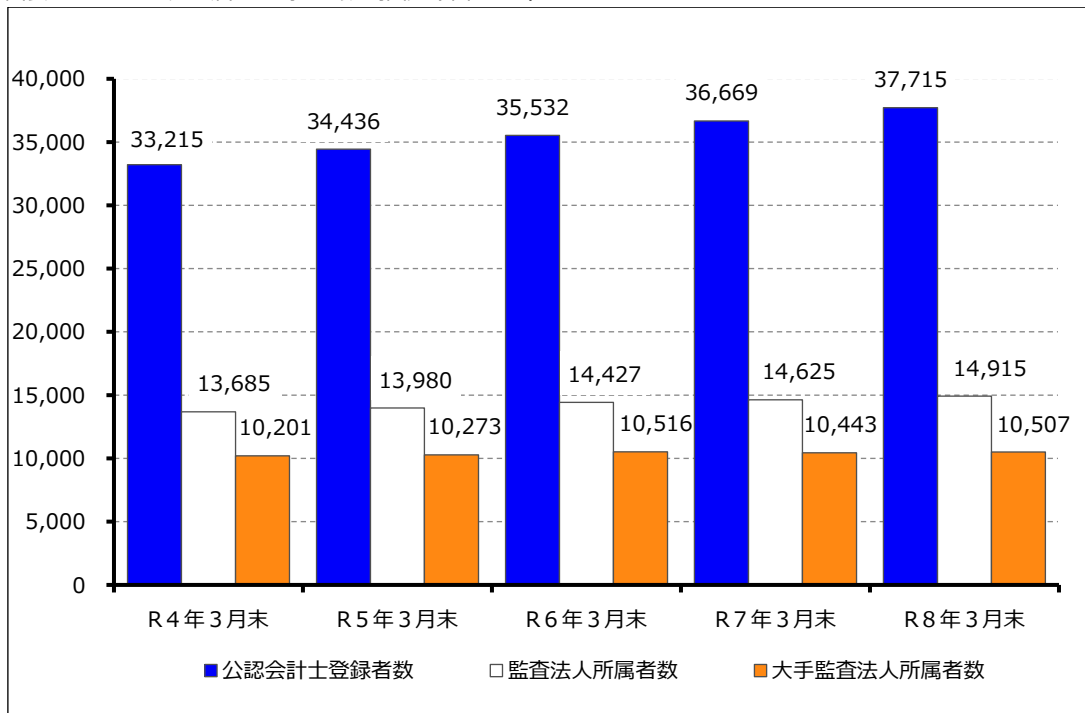
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（法第 1 条の 2）。」

（2）公認会計士の状況

公認会計士となるには、公認会計士試験に合格し、一定の要件（業務補助、実務補習等）を満たした上で、協会に備えられている名簿に登録を受けなければならない（法第 3 条、第 17 条、第 18 条）。

公認会計士登録者数は、10 年以上にわたり緩やかに増加しているが、監査法人所属者数は、公認会計士登録者数ほど増加しておらず、公認会計士登録者数に占める監査法人所属者数の割合は年々低下し、令和 4 年 3 月末（41.2%）から令和 8 年 3 月末（39.5%）においても引き続き減少傾向となっている。なお、監査法人所属者のうち大手監査法人所属者は約 7 割を占めている（図表Ⅱ-1-1）。

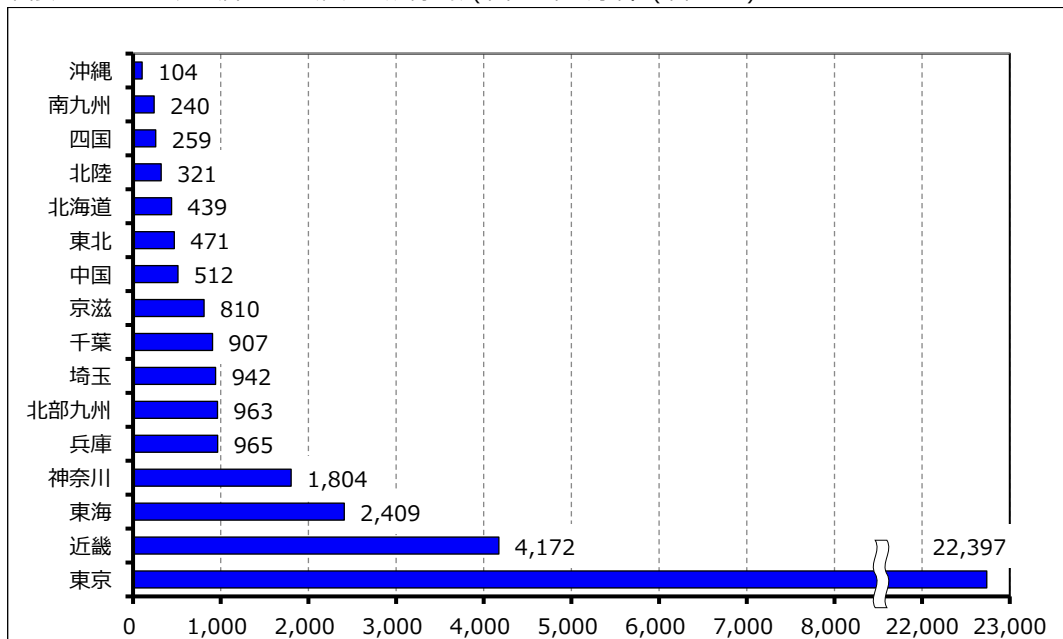
図表Ⅱ-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（出典）協会データより審査会作成

公認会計士は、協会の会員とならなければならず（法第 46 条の 2）、全国の各地方に設けられた協会の支部である地域会（令和 8 年 3 月末現在 16 地域会）に所属している。地域会別の所属人数をみると、公認会計士の約 7 割が首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）の地域会に所属している（図表Ⅱ-1-2）。

図表Ⅱ-1-2 <公認会計士の地域会別の所属人数(令和 8 年 3 月末)（単位：人）>



（出典）協会データ（会員数等調）より審査会作成

■監査・保証業務の魅力向上に向けた取組■

諸外国においては、公認会計士の総数そのものが伸び悩む傾向が見られ、各国で様々な対応策が講じられている。例えば、米国の公認会計士制度では、従来、学士課程における会計・ビジネス分野の150単位（または5年）の履修が資格取得の要件とされてきたが、令和7年12月に制度改正が行われ、120単位（または4年）での資格取得を可能とする代替ルートが導入された（当該ルートでは、実務経験要件が1年加算される。）。また、シンガポールでは、会計士協会等で構成される委員会が中心となり、学生に対する会計分野への認知拡大や関心喚起に積極的に取り組んでいる。具体的には、学校やSNSを通じたアウトリーチ活動に加え、インフルエンサーや人気アニメとのコラボレーションによるキャンペーンなど、新しい取組が実施されており、会計士志望者の増加につながっている。日本においても、協会が、小中学生を対象にした会計講座や、高校・大学における公認会計士制度の説明会等を開催して、会計の意義や重要性の理解・浸透を促すとともに、公認会計士の担う役割の重要性を紹介する取組を行っている。

このように各国で公認会計士人材の確保に取り組む中、日本における公認会計士登録者数は、平成25年3月末の24,964人から令和8年3月末の37,715人まで増加しており、増加率は51.1%となっている。しかしながら、監査法人所属者数は、平成25年3月末の12,799人から令和8年3月末の14,915人へと増加したものの、増加率は16.5%にとどまり、公認会計士登録者全体の増加ペースに比べると伸び悩みが見られる。加えて、近年重要性が高まっているサステナビリティ情報の開示については、今後、その内容に係る保証業務の拡充が見込まれる一方で、業務の提供には高度な専門性を要することから、十分な知見とスキルを備えた人材の確保が難しい分野となっている。

最近では、公認会計士の活躍の場が広がり、一般企業のCFOや経理責任者、コンサルティング会社あるいはNPOといった、組織・社会に対する自らの貢献を明確に実感できる職種の選択肢が増えている。その一例として、協会の「組織内会計士ネットワーク」の登録状況を見ると、監査法人、税理士法人及びネットワークファームに該当する法人を除く、会社、その他の法人又は行政機関で働く公認会計士の登録者数は、この10年で約2倍に増加している（平成28年末の1,377人から、令和7年末では2,545人に増加）。このような状況の中、従来から監査業務の魅力の源泉とされてきた「監査は資本市場の公正性を確保する社会のインフラである」というメッセージについては、その説得力が相対的に低下しているとの指摘もなされている。

こうした環境変化を背景に、大手監査法人においては、若手会計士の定着を図るため、キャリアパスの柔軟化、パートナーへの昇進期間の短縮、退職者の監査業務への復帰を含む多彩なキャリア採用の実施、給与水準の引上げといった人事施策を講じてきている。あわせて、アサインメントの一元管理による業務負担の標準化や、AIを含むITの活用推進を通じた監査業務の標準化・自動化による業務の効率化を進めている。さらに、デリバリーセンター（残高確認状の発送・回収等、判断を要しない作業を行うために設立した組織）への業務移管を通じ、業務負担の軽減策が進められている。こうした取組の結果、近年では大手監査法人において、マネージャー層やスタッフ層の離職率が低下傾向にある。

このほか、AIの導入が進展する中、監査サンプルの抽出や帳票の突合せといったデータ加工を要する作業、議事録や監査調書の下書きの作成等、若手会計士が従来担ってきた定型的な業務については、AIによる代替が進み、作業時間の削減が図られている。これにより、いわゆる下積み期間が短縮され、公認会計士は、AIによる作業結果をいかに判断・活用するかといった、より高度な業務に多くの時間を割くことが可能となっている。特に大手監査法人においては、AIが自律的に作業を行うエージェントAIを監査システムに導入し始めており、監査調書のレビュー等における一層の作業時間削減が見込まれている。こうした動きにより、若手会計士であっても、より本質的な業務に早期から携わることが可能となっている。

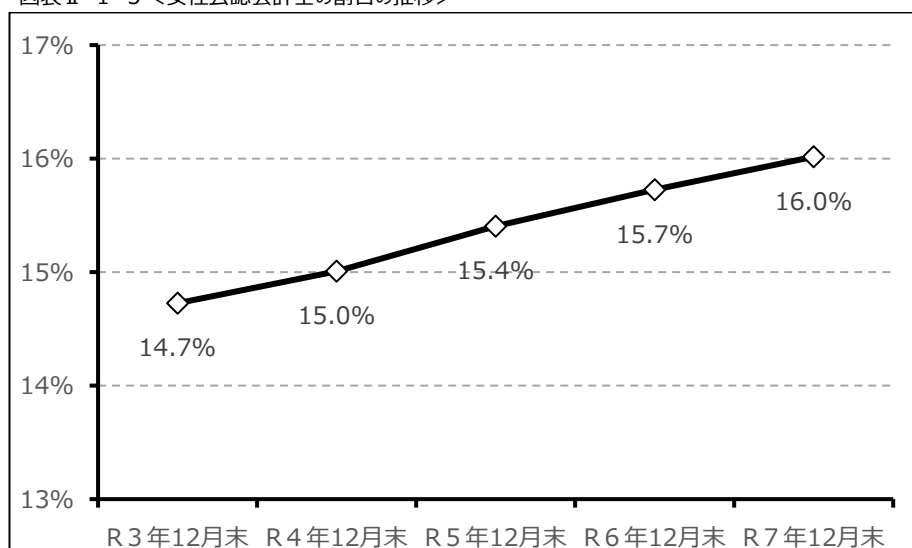
さらに、生成AIやデータ分析等のデジタル分野やサステナビリティ情報に係る分野は、公認会計士に幅広い成長機会を提供する分野であり、監査業務や保証業務の魅力向上につながるものと期待される。このため、大手監査法人を中心に、各分野の専門的な知識の取得を目的とした研修や内部資格制度が運用されている。

多くの監査法人では、サステナビリティ情報に係る分野やデジタル分野を含むアドバイザリー業務を通じて培われた専門性や経験が、十分かつ適切な監査業務の実施に有用であるとの認識の下、成長機会を創出する観点から、監査業務に従事する職員にアドバイザリー業務への関与機会を提供する人事育成施策を進めている。このように、監査とアドバイザリーのサービス提供を相互に補完しながら、より一体的に法人運営を行っていくという考え方（マルチ・ディシプリナリー・モデル）は従来から存在するものの、会計監査の実務が時代とともに変化する中で、一体的な組織運営の重要性は一層高まっており、監査法人によるこの取組は、監査・保証業務の魅力向上にもつながるものと期待されることから、今後の動向が注目される。

(3) 公認会計士の女性割合

公認会計士登録者全体に占める女性の割合は、着実に増加しており、令和7年12月末には16.0%である（図表Ⅱ-1-3）一方で、弁護士³⁰や英国公認会計士³¹に比べると依然として低い割合となっている。

図表Ⅱ-1-3 <女性公認会計士の割合の推移>



（出典）協会データより審査会作成

■ジェンダーダイバーシティに向けた取組■

監査業界は、女性公認会計士の活躍促進に向けた取組を進めている。例えば、協会では、女性比率について、2030年度までに公認会計士試験合格者の30%、2048年度までに会員・準会員の30%にするというKPIを設定している。加えて、旧姓使用や就業・復職支援、出産・育児等による休職中のCPD（Continuing Professional Development：継続的専門能力開発）制度及び会費の免除・軽減といった働きやすさに関する施策のほか、女性会計士の交流支援やロールモデルの紹介等、キャリア形成を後押しする取組を実施している。

大手監査法人でも、管理職における女性比率等に関するKPIの設定、女性のキャリア育成支援、育児・介護といったライフステージごとの支援、男性の育休取得推進、女性職員同士のネットワーク構築の支援、といった取組が推進されている。なお、大手監査法人の「監査品質に関する報告書」によると、大手監査法人における女性パートナー等の比率は平均約9%、女性管理職（シニアマネージャー、マネージャー等）の比率は平均約23%となっている。

金融庁が協会と共同で作成したパンフレット「公認会計士・試験合格者の活躍フィールド」においては、公認会計士試験の女性受験者拡大も念頭に、公認会計士の魅力ややりがい、キャリアプランなどについて、女性公認会計士からのメッセージを発信している。令和7年公認会計士試験における男女別の合格率は女性6.41%（男性7.81%）で令和6年試験から上昇している。また、合格者に占める女性の割合は24.0%で、前回より増加しており、女性の合格者数も前回より増加している。ここ数年における女性の受験願書提出者数及び合格者数についても、それぞれ増加傾向が認められる。

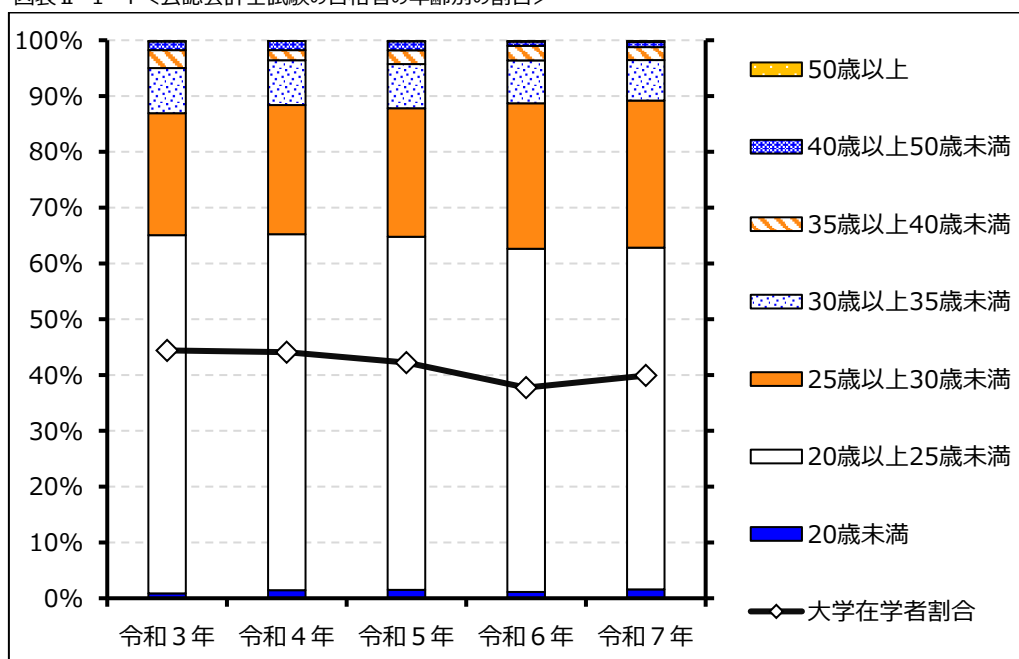
³⁰ 内閣府男女共同参画局「令和7年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」によると、令和7年11月1日時点での弁護士の女性比率は20.6%

³¹ 英国FRC“Key Facts and Trends in the Accountancy Profession 2025”によると、英国には複数の公認会計士協会があり、その平均の女性公認会計士比率は40%

(4) 公認会計士試験合格者の年齢別等構成割合

公認会計士試験の合格者を年齢別にみると、20歳以上25歳未満の構成割合が最も高く、令和7年試験では61.2%となっている。また、職業別にみると、学生（専修学校・各種学校受講生を除く。）の構成割合が最も高く、そのうち大学（短大を含む。）在学者の構成割合は、減少傾向にあるものの、令和7年試験では39.9%となっている（図表Ⅱ-1-4）。なお、大学在学中の出願者件数は増加傾向にあり、直近5年間で59.5%増加している。

図表Ⅱ-1-4 <公認会計士試験の合格者の年齢別の割合>



(出典) 審査会の公認会計士試験合格者調から審査会作成

2. 監査事務所の状況

令和7年3月末において 2,411 の監査事務所が存在しているが、その業務内容や態様は多様である。

監査証明業務には、法定監査と任意監査がある。法定監査は、法律によって公認会計士監査が求められるものである。公認会計士監査が導入された当初、法定監査は金商法監査のみであったが、その後、会社法に基づく公認会計士監査、更に私立学校振興助成法に基づく学校法人監査が導入され、現在では労働組合、信用金庫、信用組合、農業協同組合、社会福祉法人、医療法人の監査等、多数の法定監査がある。監査証明業務については「3. 被監査会社等の状況（1）監査証明業務の種別の状況」（61 ページ）でより詳しく説明する。

また、監査事務所には、監査法人、共同事務所及び個人事務所がある。監査法人とは、監査証明業務を組織的に行うことを目的として、法に基づき設立される法人をいう。昭和 41 年に監査法人制度が創設された当時、企業規模の拡大や企業経営の多角化に伴い、監査証明業務が増大・複雑化し、加えて、特に当時は多くの不正会計事件が発生していたため、公認会計士監査の存在意義が問われている状況にあった。そこで、監査品質の向上を図るため、監査法人制度を導入し、組織的監査を推進することとなったのである。

審査会が、その規模に基づき分類している監査事務所の区分について、それぞれの規模感は以下のとおり（図表Ⅱ-2-1）。³²

図表Ⅱ-2-1 <監査事務所の分類（令和7年3月末）>

監査事務所		事務所数
大手監査法人		4
準大手監査法人		4
(内訳)	中小規模監査事務所	2,403
	中小監査法人	(288)
	共同事務所（注1）	(48)
	個人事務所（注1、2）	(2,067)

（注1）協会に提出された、監査概要書（写）及び監査実施報告書に記載されている令和6年度（決算日：令和6年4月1日～令和7年3月31日）の監査事務所数

（注2）個人事務所の場合、上場会社を監査するには、法及び各取引所の有価証券上場規程により、他の公認会計士等と共同で監査を行う必要がある。

（出典）協会データより審査会作成

（1）監査法人の組織

監査法人は、5人以上の公認会計士を含む者の出資によって設立され、出資を行った者は社員（パートナー）となって監査法人の経営に直接関与し、相互に監視することによって組織の

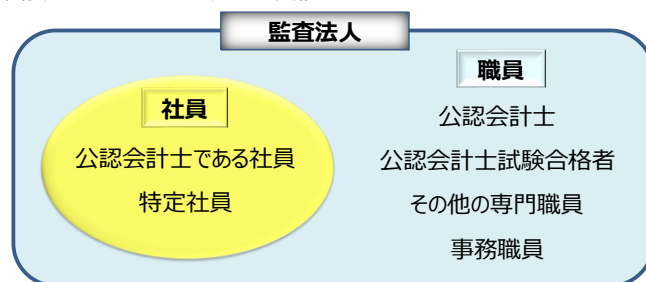
³² 上場国内会社を監査するには、上場会社等監査人名簿への登録が必要である。上場会社等監査人登録制度については、「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応 1. 中小規模監査事務所をめぐる動向」（135 ページ）を参照

規律を確保することを基本としている。監査法人には、そのような社員だけで構成されるものもあるが、一定の規模を持つ場合、公認会計士（監査法人の社員となるための出資を行っていない公認会計士）や公認会計士試験合格者（公認会計士試験に合格しているが、実務補習や業務補助を経て、公認会計士として登録するに至っていない者）、各種専門家等を職員として雇用しているのが通常である。

かつて監査法人の社員は、公認会計士に限られていた。しかし、現代の高度化した経済社会において、監査法人の適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、経営、法律、IT、年金数理等を含めた広範な知識と経験が社員に求められている。そのため、平成 19 年の法改正により、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を認める「特定社員制度」が創設された。ただし、監査法人に特定社員が加入する場合には、監査法人の社員のうち公認会計士である社員が、社員全体の 75%以上を占めなければならない。令和 7 年度の手大監査法人の社員合計 1,811 人のうち、特定社員は 139 人となっている。

監査法人の人員構成のイメージは、次のようになる（図表Ⅱ-2-2）。人員の構成状況については、「Ⅲ.監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢（3）監査法人の構成員の状況」（87 ページ）でより詳しく説明する。

図表Ⅱ-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



（出典）池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—（第一法規、平成 21 年）55 ページの図を参考に、審査会作成

令和 7 年度	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 250 人～約 550 人	約 40 人～約 100 人	～約 50 人（注 2）
常勤職員数	約 3,400 人～約 6,800 人	約 230 人～約 950 人	～約 120 人（注 2）

（注 1）監査法人の規模別の特徴については、「図表Ⅲ-1-3〈監査法人の規模別の特徴〉」（79 ページ）を参照のこと。

（注 2）中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和 7 年度分は未集計となっているため、中小監査法人は、令和 6 年度までが対象。また、社員数及び常勤職員数が大きく乖離している 1 法人を除く

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

現在では、大手の上場国内会社を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手の上場国内会社やこれに類する大企業の監査の大部分を担う大手監査法人は、所属する人員が数千人を超え、また、それに続く準大手監査法人でも 200 人を超える規模となっている。

また、監査法人の規模が大きくなると、職員の能力や経験等により、監査法人の内部に職階を設けて組織運営を行うことが必要になる（図表Ⅱ-2-3）。職員は、スタッフ、シニアスタッフか

らマネージャー、シニアマネージャーを経て、選考の上、社員（パートナー）に登用されることが一般的である。なお、近年では、大手監査法人を中心に、監査アシスタント（公認会計士等の財務諸表監査に関連する資格を有さない職員）を採用することで、公認会計士の業務負担を軽減させ、公認会計士が専門的な判断を要する業務に注力できるようにする施策が講じられている。

近年における監査法人の規模の拡大と組織運営の複雑化は、監査品質を確保することの難しさをますます顕在化させている。このような状況を踏まえて、平成 29 年 3 月に策定された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、令和 5 年 3 月に改訂され、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することなどを義務づけている。詳細については、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 （2）監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組」（80 ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-3 <大手監査法人の各職階・求められるスキル・主な研修のイメージ>

	スタッフ	シニア スタッフ	マネー ジャー	シニア マネージャー	パートナー
役割	上位者の指導・監督の下、監査業務の実作業を行う。経験に応じ中小規模被監査会社の監査チームの統括		監査チームの統括		監査業務全体の統括や法人の経営に関与
求められる スキル	監査実務及び会計・監査に関する専門知識の習得		スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力		責任者として高度な能力
主な研 修	会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修・IT関連研修・サステナビリティ関連研修等				
	監査手続関連研修等		マネジメント研修・専門領域別研修等		

（注）詳細は、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢（4）監査業務を実施する組織体制」（91 ページ）及び「（5）監査業務をサポートする組織態勢」（94 ページ）を参照のこと。

（出典）審査会作成

（2）監査事務所の品質管理体制の整備と対応状況

監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要となる。

「監査に関する品質管理基準」は、監査証明業務を対象として平成 17 年に策定され、国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第 1 号」（ISQM1、財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント）等の新設・改訂を踏まえ、令和 3 年 11 月にその改訂が公表されている。なお、監査事務所は、監査証明業務以外の業務についても、業務に関する職業倫理の遵守等が求められる。

改訂された「監査に関する品質管理基準」（以下「改訂品管基準」という。）では、監査事務所自らが、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因分析に基づき改善する

ことなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入することとされた。

また、改訂品管基準では、品質管理システムの構成要素として、

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

を設けなければならないこととされた。

さらに、改訂品管基準では、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることを新たに求めている。

なお、改訂品管基準については、令和 5 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間（法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和 6 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から適用されている。

大手監査法人においては、グローバルネットワークから、品質管理システムの整備・運用を支援するツールの提供を受けて、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品管基準に基づいて評価項目を追加するなどしており、設定された品質目標、品質リスク及びリスクに対処するための方針や手続の数は、法人によって様々となっている。

また、品質管理システムの運用体制について、多くの大手監査法人においては、対応を総括的に管理するステアリング・コミティーの下で各部門の責任者が各業務プロセスの責任者（プロセスオーナー）に品質リスクや当該リスクに対処するための方針や手続の識別、当該リスクの評価を行わせている。中には、改訂品管基準への対応を、独立した立場からモニタリングする担当者が設けられている法人もみられる。

品質管理システムの評価に向けたスケジュールも、法人が設定した評価基準日によって異なっている。なお、全ての大手監査法人において、品質管理システムに関する最高責任者が、「当法

人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している」などと結論付けている。

大手監査法人における品質管理システムの運用・モニタリングは定着しつつあるものの、一部の大手監査法人では、引き続き、監査チームに対する品質管理システムの周知が課題であると認識している。また、一部の大手監査法人では、リスクの高い監査業務・統制プロセスやモニタリングにおける着眼点の特定について精度を向上させるため、リスク情報の収集や分析の更なる充実といった点が課題であるとしている。

準大手監査法人においては、令和 6 年 7 月 1 日以降、全ての法人で改訂品管基準が適用されている。品質管理システムに係るリスク評価プロセスも、大手監査法人と同様に、グローバルネットワークが提供するツールに示されている項目を踏まえて、品質目標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続を策定し、改訂品管基準固有の項目による品質リスク等を追加している。なお、全ての準大手監査法人において、品質管理システムに関する最高責任者が、「当法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している」などと結論付けている。

また、品質管理システムを現場に浸透・定着させるための取組として、社員会等の会議や研修を実施しており、中には、全国の地区事務所からも最低 1 名は参加する品質管理委員会を 3 か月に 1 回開催するとしている準大手監査法人もある。

中小規模監査事務所においても、改訂品管基準の適用が開始されており、令和 7 事務年度における報告徴収によれば、協会が公表しているツールを利用して、品質目標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続を策定するなどの対応をしている監査事務所が多い。品質管理システムの評価基準日は監査事務所ごとに異なるため、評価結果の公表は順次進んでいる状況である。

なお、改訂品管基準における結論の分類は以下の 3 タイプとなる。

- ① 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を事務所に提供している。
- ② 品質管理システムの整備及び運用について、重大ではあるが広範ではない識別された不備を除き、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を事務所に提供している。
- ③ 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を事務所に提供していない。

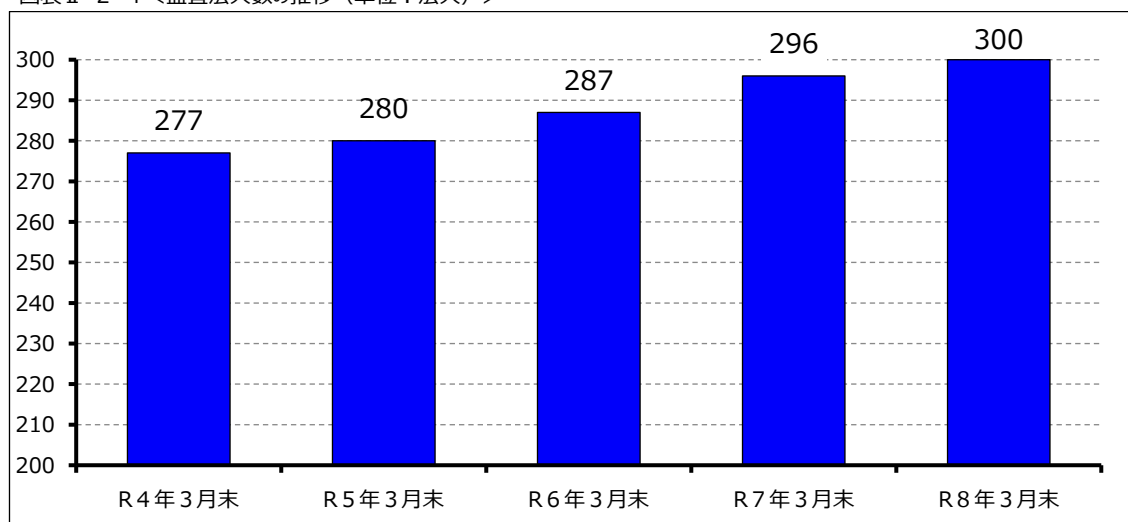
大手監査法人及び準大手監査法人では、いずれも①のタイプの結論であったが、すでに評価結果の公表を行った中小規模監査事務所の中には、重大ではあるが広範ではない識別された不備があるとする②のタイプの結論とされている監査事務所も見られる。その中には、協会による品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項や重要な不備事項のある実施結果とされたことに起因するものもある。令和 7 事務年度における報告徴収によれば、改訂品管基準対応の課題として、品質管理業務に従事するリソースの確保や、法人の規模や特性等に応じた品質目

標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続の選別等を認識している中小規模監査事務所がみられ、品質管理システムに係る自らの評価プロセスにおいて、改善すべき事項を適時に発見し、根本原因を分析した上で、必要な改善策を策定し実行していくというPDCAサイクルを着実に回していくことが課題といえる。

（３）監査法人数の推移

監査法人の数は、近年増加傾向にある。令和８年３月末は 300 法人であるが、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に、5 法人が解散又は合併により消滅し、9 法人が設立されたことから、前年同期比で 4 法人の純増となった（図表Ⅱ-2-4）。なお、令和 3 年度以降の合併の状況については、「（４）監査法人の合併の状況」（57 ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-4 <監査法人数の推移（単位：法人）>



（注 1）令和 4 年 3 月末における監査法人の数は、過年度のモニタリングレポート公表後に把握した情報を踏まえ、修正している。

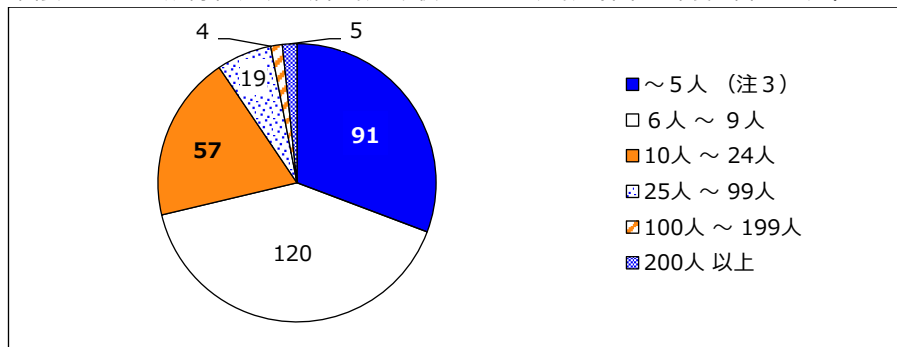
（注 2）令和 8 年 3 月末における有限責任監査法人³³は 38 法人

（出典）協会データ（会員数等調）及び各監査法人からの届出書より、審査会作成。有限責任監査法人一覧は金融庁ウェブサイトにて公表

監査法人を所属常勤公認会計士数で分類すると、25 人未満の法人が全体の 90%超を占めている（図表Ⅱ-2-5）。

³³ 監査法人の個々の社員が、自ら指定有限責任社員として関与した監査証明（特定証明）についてのみ無限連帯責任を負い、その他の業務については出資の範囲で責任を負う監査法人

図表Ⅱ-2-5 <所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（令和7年度、単位：法人）>



（注1）所属常勤公認会計士数は、公認会計士である社員と公認会計士である常勤職員の合計

（注2）令和7年度に各監査法人から提出された業務報告書等より、296法人を集計

（注3）監査法人に所属する公認会計士である社員数が4人以下となった場合は原則解散となるが、法上6か月間の猶予期間が設けられている。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

（4）監査法人の合併の状況

令和3年度以降、監査法人の合併は7件ある（図表Ⅱ-2-6）。合併の主な理由として、規模拡大による経営基盤の強化や業務エリアの拡大を目指すことなどを挙げている。

図表Ⅱ-2-6 <令和3年度以降に合併を行った監査法人（令和8年3月末時点）>

年度	存続法人	消滅法人
R3	監査法人彌栄会計社	京浜監査法人
R4	協立監査法人	神明監査法人
	Moore 至誠監査法人（Moore みらい監査法人）	きさらぎ監査法人
	SKIP 監査法人	監査法人五大
R5	双研日栄監査法人（ふじみ監査法人）	青南監査法人、名古屋監査法人
	PwC あらた有限責任監査法人（PwC Japan 有限責任監査法人）	PwC 京都監査法人
R6	（合併なし）	
R7	ななつぼし監査法人	監査法人奏令

（注）括弧内は、統合後の新名称（令和8年3月末時点）

（出典）各監査法人の公表資料より審査会作成

準大手監査法人に対する令和7事務年度の報告徴収によれば、多くの法人が将来の業務運営戦略の一つとして合併を検討するとしている。

中小規模監査事務所に対する同事務年度における報告徴収（全て中小監査法人で44法人を対象）によれば、中小監査法人の約43%が良い相手先が見つければ合併を検討したいとしている。

（５）財務状況（業務収入、監査・非監査証明業務の割合）

監査法人は、監査証明業務を行うほか、監査証明業務以外の保証業務や株式公開支援、IFRS 導入支援、組織再編等の財務関連アドバイザーサービス、サステナビリティ関連アドバイザーサービスなどの非監査証明業務を行っている。

令和 7 年度（中小監査法人は令和 6 年度）までの 5 年間の業務収入をみると、大手監査法人、準大手監査法人（PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響を除く。）及び中小監査法人のいずれも増加傾向にある。

また、令和 7 年度の業務収入に占める監査証明業務収入の割合をみると、大手監査法人では、約 70%であるのに対して、準大手監査法人と中小監査法人では、それぞれ約 95%、約 90%と監査証明業務の割合が高い（図表Ⅱ-2-7）。なお、監査法人グループの業務収入については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 1．業務管理態勢（9）監査法人が属する国内グループの状況」（110 ページ）を参照のこと。

監査法人の規模別の特徴は、以下のとおりである。

① 大手監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、大手監査法人全体では 70%台前半で推移している。その内訳は、様々であり、4 法人のうち 3 法人においては、それぞれ、80%台前半、70%台後半、50%前後の水準で推移している。また、残る 1 法人においては、60%台半ばで推移した後、足元では 70%台半ばまで上昇しているなど、法人ごとに差異がみられる。

大手監査法人では、「非監査証明業務を行うことが人材育成のための多様な業務経験の機会の提供となる」、「幅広い経験や知識を得ることが監査品質の向上にもつながる効果がある」ことなどに加えて、「人材を確保するためにも効果がある」との方針により、一定程度の非監査証明業務も必要であるとする業務運営を行っている。ただし、大手監査法人の中には、非監査証明業務の一部を監査法人グループ内の別法人に移管する動きがみられており、結果として、監査証明業務収入の割合が高まったところもある。

② 準大手監査法人の状況

監査証明業務収入は増加傾向にあり、監査証明業務収入の割合は、95%前後で推移している。

準大手監査法人では、監査証明業務を中心とした業務運営を行っていることから、非監査証明業務に関しては、監査証明業務と併せて実施することが有用であるとされる業務や、人員等の状況を踏まえ、実施可能な業務に限定する業務運営を行っている。

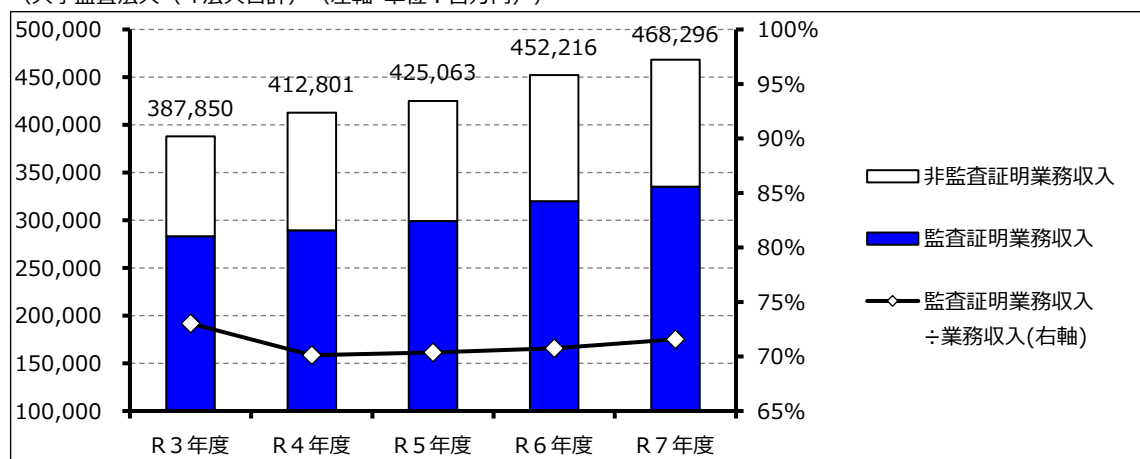
③ 中小監査法人の状況

監査証明業務収入の割合は、90%を超える水準で推移している。

各中小監査法人の業務収入は総じて少ないが、業務収入の規模が上位である法人には、大手監査法人を中心に監査契約の解除を行った被監査会社と監査契約を新規に締結する

ことで業容を拡大する傾向がみられるなど、上場国内会社における会計監査人の異動の影響を受けて、中小監査法人の被監査会社数が増加していることから、監査証明業務収入が大きく増加している。なお、会計監査人の異動の状況については、「Ⅲ．監査事務所の運営状況 5．監査契約の新規締結及び会計監査人の異動」（122 ページ）を参照のこと。

図表Ⅱ-2-7 <業務収入、その内訳及び業務収入に占める監査証明業務収入の割合の推移>
(大手監査法人(4法人合計) (左軸 単位: 百万円))

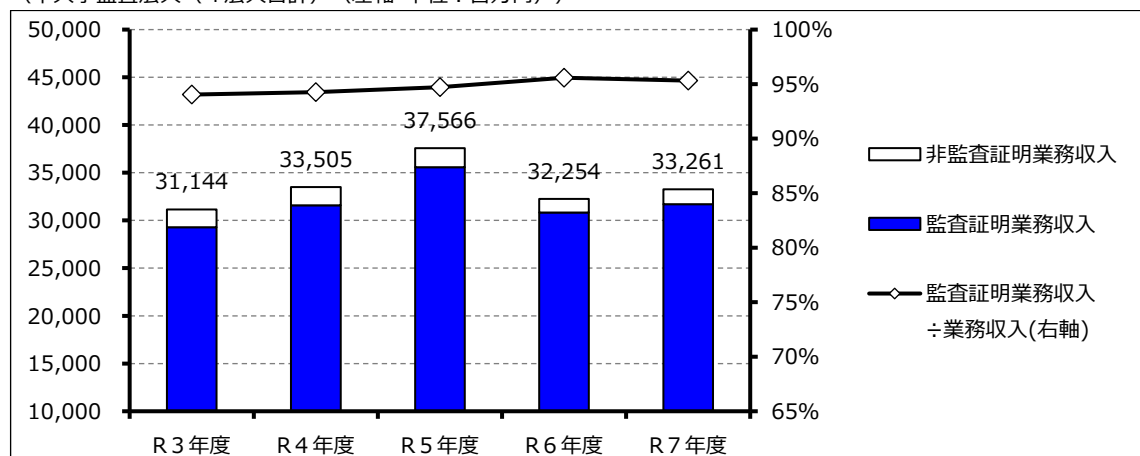


(注1) 令和3年度から令和5年度までは、PwC Japan 有限責任監査法人の発足前の決算期で集計しており、PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響は加味していない。

(注2) 令和6年度以降は、PwC Japan 有限責任監査法人の発足（PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併）による影響から、業務収入とその内訳の金額が増加している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

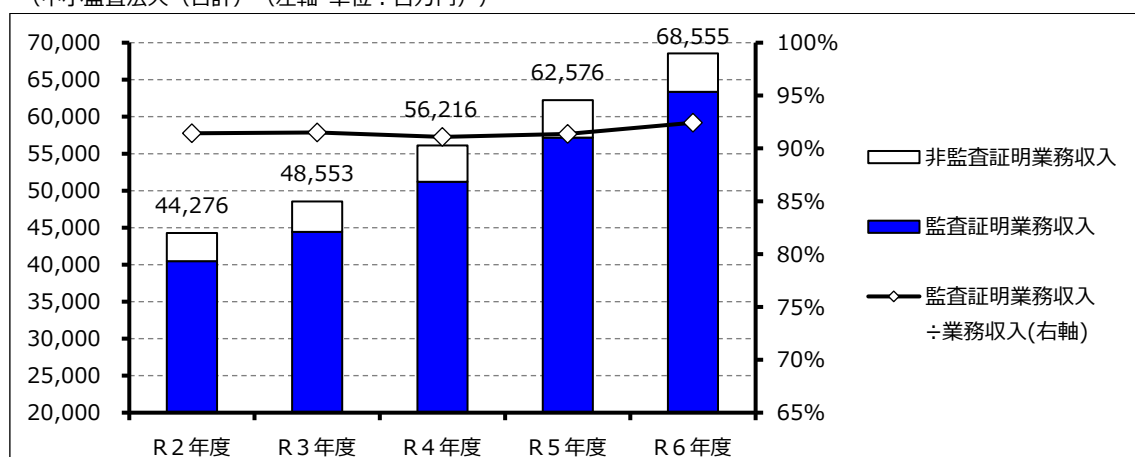
(準大手監査法人(4法人合計) (左軸 単位: 百万円))



(注) 令和3年度から令和5年度までは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年度以降は、令和5年12月に PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。そのため、業務収入とその内訳の金額が減少している。

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

(中小監査法人(合計) (左軸 単位: 百万円))



(注) 中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和7年度分は未集計となっているため、中小監査法人は令和6年度までが対象。中小監査法人の法人数は各年度により異なり、令和6年度は281法人を集計

(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

3. 被監査会社等の状況

(1) 監査証明業務の種別の状況

前述（「2. 監査事務所の状況」（51 ページ）を参照）のとおり、監査証明業務には、金商法、会社法、私立学校振興助成法、労働組合法等の法律に基づく監査（法定監査）と、監査の目的や内容が当事者間で決められて実施される監査（任意監査）とがある。監査法人における監査証明業務の種別の状況は、以下のとおりである（図表Ⅱ-3-1）。

図表Ⅱ-3-1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

種別	法定監査						任意監査	計
	金商法・会社法	金商法	会社法	学校法人	労働組合	その他		
社数	4,173	305	5,550	1,483	417	4,733	5,871	22,532
割合(%)	18.5	1.4	24.6	6.6	1.9	21.0	26.0	100.0

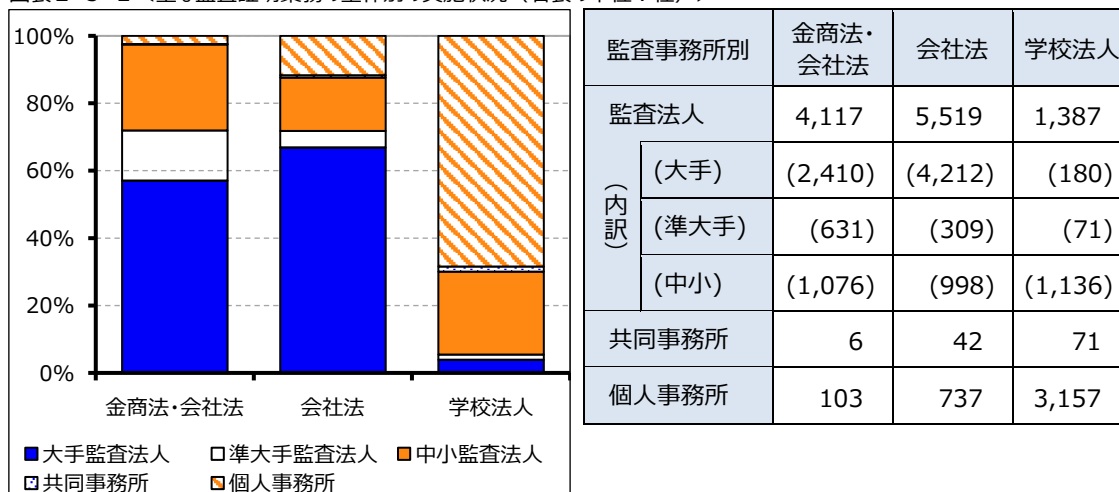
（注1）令和6年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

（注2）「金商法・会社法」は、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」や「会社法」は、それぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

監査証明業務を行う主体は、監査法人、共同事務所及び個人事務所である。主な監査証明業務について主体別の実施状況をみると、金商法・会社法監査や会社法監査については、大手監査法人が約6割～7割の監査を実施しているのに対し、学校法人監査については、個人事務所が約7割の監査を実施している（図表Ⅱ-3-2）。

図表Ⅱ-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



（注1）令和6年4月期から令和7年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表Ⅱ-3-1のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

（注2）「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。

（出典）協会データより審査会作成

(2) 金商法・会社法監査の状況等

金商法又は会社法に基づく法定監査の被監査会社等や上場国内会社を対象とした分析結果は、以下のとおりである。

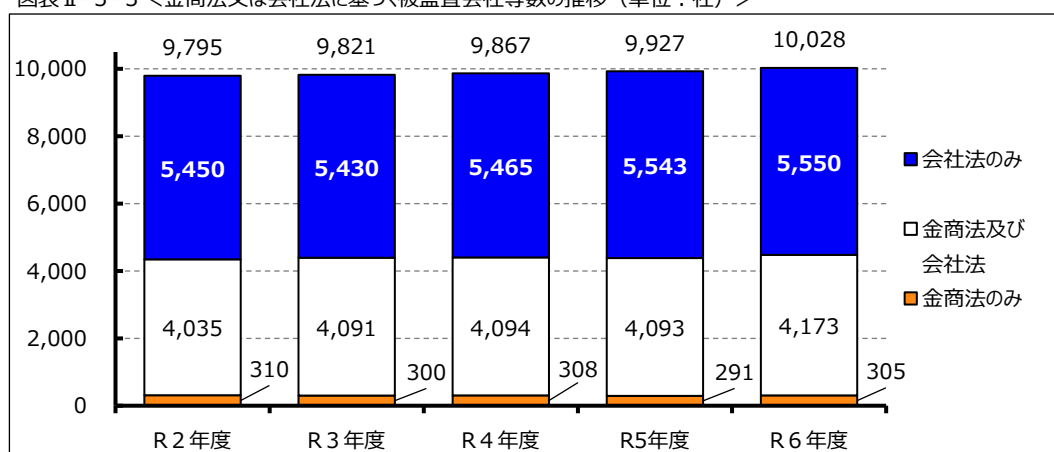
① 金商法又は会社法に基づく被監査会社等数及び監査法人の規模別シェア

金商法又は会社法に基づく被監査会社等数に大きな変化はない（図表Ⅱ-3-3）。

監査法人の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが減少し、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが毎年増加している（図表Ⅱ-3-4）。

なお、令和5年度から令和6年度にかけて準大手監査法人のシェアが減少し、大手監査法人のシェアが増加しているのは、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことによる影響である。

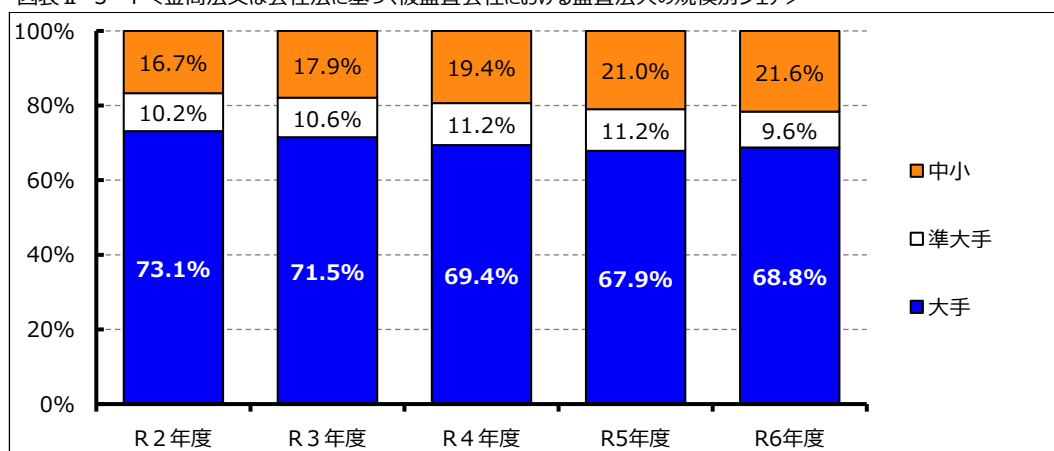
図表Ⅱ-3-3 <金商法又は会社法に基づく被監査会社等数の推移（単位：社）>



（注）各監査法人によって決算月が異なるため、横軸は審査会が業務報告書を入手した年度とし、各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

図表Ⅱ-3-4 <金商法又は会社法に基づく被監査会社における監査法人の規模別シェア>



（注）各監査法人によって決算月が異なるため、横軸は審査会が業務報告書を入手した年度とし、各年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

② 上場国内会社における監査事務所の規模別シェア

令和8年3月末時点における上場国内会社（総数 3,843 社）の会計監査人を規模別でみると、以下のとおりである（図表Ⅱ-3-5）。

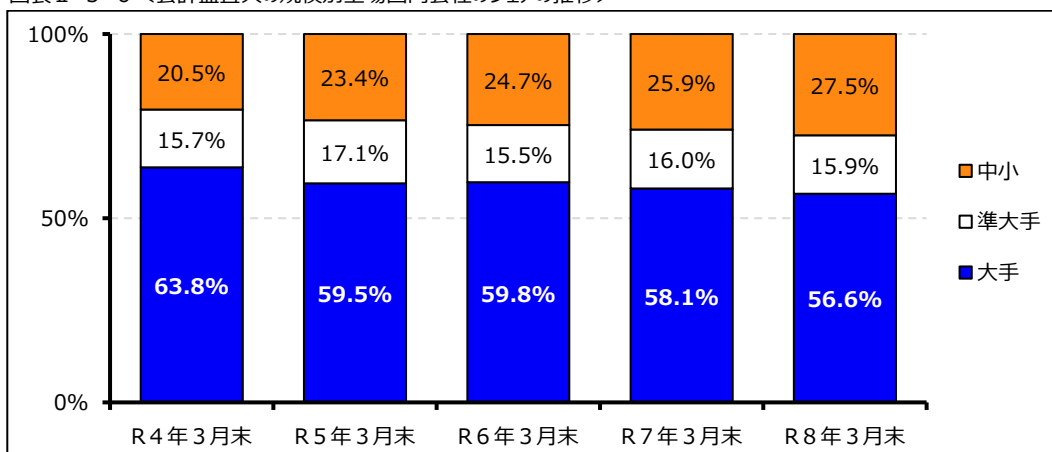
図表Ⅱ-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数・時価総額の状況（令和8年3月末）>

	上場国内会社	
	会社数	時価総額
大手監査法人	2,177 社	1,163 兆 7,024 億円
準大手監査法人	610 社	25 兆 61 億円
中小規模監査事務所	1,056 社	33 兆 9,874 億円
合 計	3,843 社	1,222 兆 6,958 億円

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

大手監査法人は、会社数ベースでのシェアを徐々に減少させているものの、上場国内会社の約6割、時価総額ベースでは約9割を監査しており、この傾向は過去から継続している。これは、時価総額の大きな上場国内会社は業務規模も大きく、また、業務が複雑で国際的なものが多いなど、その監査には、多数の監査人員に加え多様な専門能力等を必要とするため、大手監査法人以外の監査法人では対応が困難であるためと考えられる（図表Ⅱ-3-6、Ⅱ-3-7）。

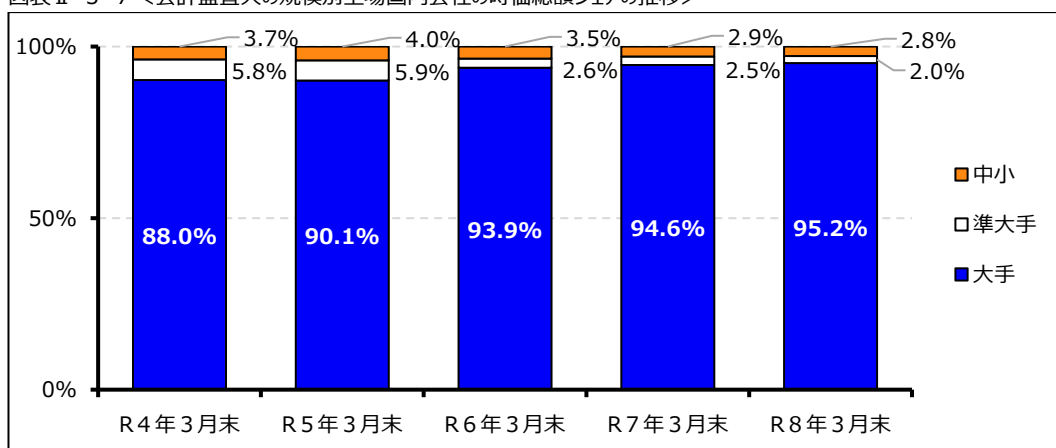
図表Ⅱ-3-6 <会計監査人の規模別上場国内会社のシェアの推移>



（注）準大手監査法人の上場国内会社数は、令和5年3月末までが、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年3月末以降は、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-7 <会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額シェアの推移>



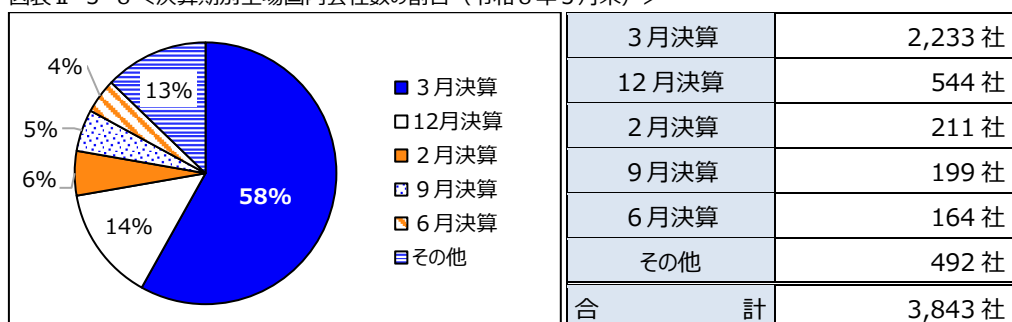
(注) 準大手監査法人の上場国内会社数は、令和5年3月末までが、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人の合計である一方、令和6年3月末以降は、令和5年12月にPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

③ 決算月別の上場国内会社数及び時価総額

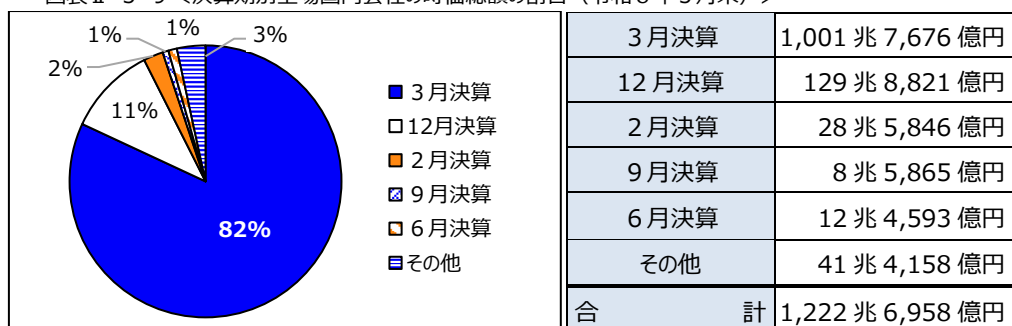
上場国内会社の決算期をみると、3月決算の会社が、会社数では全体の58%、時価総額ベースでは全体の82%を占めており、監査業務が特定の時期に集中する背景となっている(図表Ⅱ-3-8、Ⅱ-3-9)。

図表Ⅱ-3-8 <決算期別上場国内会社数の割合(令和8年3月末)>



(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-9 <決算期別上場国内会社の時価総額の割合(令和8年3月末)>



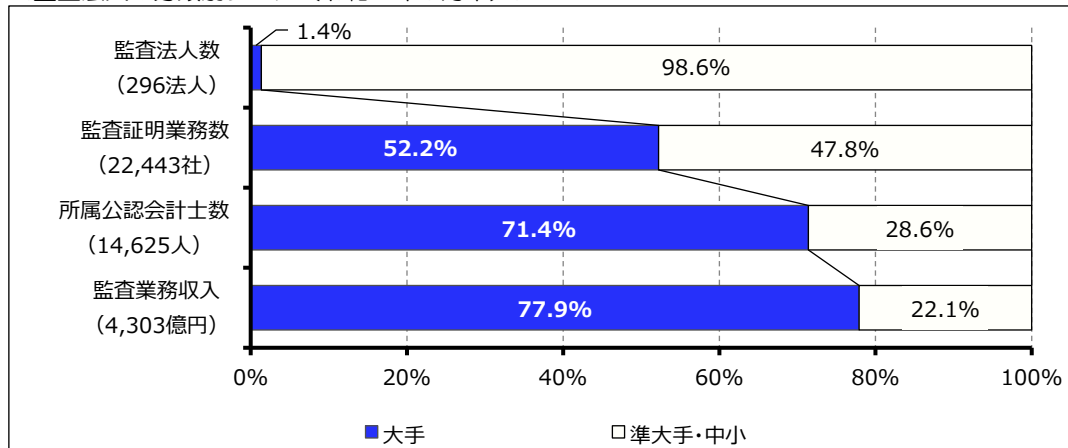
(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

■大手監査法人のシェア■

令和7年3月末時点における296監査法人について、法人の規模により監査証明業務数、所属公認会計士数、監査業務収入をみると、これらにおける大手監査法人の割合は高い。

なお、近年においては、大手監査法人の監査契約の継続に関する業務運営とも関連し、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向にある（「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 5. 監査契約の新規締結及び会計監査人の異動」（122ページ）を参照）。

<監査法人の分類別シェア（令和7年3月末）>



（注）令和7年3月末における協会の会員情報及び令和6年度に各監査法人から提出された業務報告書から集計
（出典）審査会作成

■東京証券取引所の上場維持基準に関する経過措置終了が監査リスクに与える影響■

東京証券取引所では、令和4年4月の市場区分の見直し以降、上場維持基準の未適合企業に適用してきた経過措置が終了し、令和7年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日から、本来の上場維持基準が適用されている。

上場維持基準に適合しない状態となった場合には、原則として1年間（売買高基準に関しては6か月間）の改善期間に入り、改善期間内に基準に適合しない場合は監理銘柄・整理銘柄（原則として6か月間）に指定後、上場廃止となる。

＜各市場区分における上場維持基準＞

項目	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場
株主数	800人以上	400人以上	150人以上
流通株式	流通株式数 2万単位以上	流通株式数 2,000単位以上	流通株式数 1,000単位以上
	流通株式時価総額 100億円以上	流通株式時価総額 10億円以上	流通株式時価総額 5億円以上
	流通株式比率 35%以上	流通株式比率 25%以上	流通株式比率 25%以上
売買代金	1日平均売買代金が0.2億円以上	月平均売買高が10単位以上	月平均売買高が10単位以上
純資産の額	純資産の額が正であること	純資産の額が正であること	純資産の額が正であること
時価総額	—	—	40億円以上 (上場10年経過後から適用)※

(出典) 日本取引所グループのウェブサイトより審査会作成

※令和12年3月1日より、100億円以上（上場5年経過後から適用）に見直し

3月決算企業については、令和8年3月中に改善期間が終了したが、東京証券取引所による公表データによれば、令和8年4月1日時点において、上場廃止が決定し、整理銘柄に指定されている企業は1社、監理銘柄に指定されている企業は21社（経過措置適用対象外の企業や、経過措置のない基準（純資産の額）により監理銘柄に指定されている企業を除く）となっている。監理銘柄に指定されている企業は、今後、基準に適合しないしは市場区分変更審査に適合すれば上場維持されるが、適合しなかった場合には上場廃止となる。また、3月決算企業以外でも、上場維持基準に適合していないことにより、改善期間に該当している企業は一定数存在している。

なお、適合していない上場維持基準として最も多いのは、プライム及びスタンダード市場では流通株式時価総額、グロース市場では時価総額となっており、上場維持基準の未適合企業には、資本コストや株価を意識した取組の実施がより一層求められる。一方で、経過措置の適用を受けていた企業の中には、市場区分の変更や他の証券取引所への重複上場を承認され、その株式が国内で上場廃止となることを回避する企業や、MBO等を通じて、その株式の非上場化を選択する企業も多く見られる。

資本コストや株価を意識した経営の主目的は、資本コストや資本収益性を十分に意識した上で、成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の抜本的な取組を推進することにより、中長期的な企業価値向上と持続的な成長を実現することにある。しかしながら、上場維持基準の未適合企業は、株価を意識し過ぎるあまり、投資家からの高評価をいち早く得ようと短期志向に陥る可能性がある。

通常、上場企業であれば、業績目標を達成することに対する一定のプレッシャーが存在しており、会計監査においては、このようなプレッシャーに起因する不正リスクを評価し、当該リスクの内容に対応した監査手続を立案・実施している。他方、上場維持基準に適合できず、改善期間に入っている企業や、今後の基準日時点で上場維持基準に適合しない可能性がある企業等の経営者は、上場廃止を回避するため、株価上昇の呼び水となる好決算等へのプレッシャーが一段と強まり、不正リスクも高まると考えられる。

したがって、会計監査人は、被監査会社の上場維持基準への適合状況を踏まえ、不正への動機・プレッシャーも考慮に入れ、これまで以上に不正リスクの評価を慎重かつ適時に実施していくことが必要と考えられる。審査会では、上場維持基準への適合状況が監査リスクに与える影響を注視し、監査事務所が適切な対応を図っているかについてもモニタリングを行っていく。

■適時開示を踏まえた会計不正の動向■

一般に、「会計不正」とは、企業の財務情報や会計記録に関して、故意に虚偽表示・隠蔽・改ざん等を行う不正行為全般を指すものとされている。近時、上場国内会社における会計不正の公表が相次ぎ、社会的な注目を集めているところでもあるが、協会は、令和 7 年 7 月に、経営研究調査会研究資料第 12 号「上場会社等における会計不正の動向（2025 年版）」³⁴を公表している。ここでは、その内容の一部について紹介したい。

当該資料では、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月にかけて、各証券取引所の適時開示制度等に基づき、会計不正に係る公表を行った上場企業等（上場会社及びその関係会社）196 社を対象とした集計が行われ、公表日を基準とした年度別の分類がなされている。

令和 3 年 3 月期から令和 7 年 3 月期までの 5 年間、会計不正を公表した上場企業等の数は年々増加しており、令和 3 年 3 月期の 26 社に比べ、令和 7 年 3 月期では 56 社と二倍以上になったとしている。また、調査報告書が公表されている上場企業等 177 社のうち、会計不正の発生した場所が判明しているもの（184 件）を分類したところ、本社での発生が約 45%、本社以外（国内子会社、海外子会社、国内及び海外子会社）での発生が約 55%という比率になっており、令和 7 年 3 月期においては、海外子会社における不正の発覚件数が前年（3 件）に比べて増加（8 件）しているとのことである。さらに、不正の発覚経路が判明しているもの（158 件）を分類したところ、上記の 5 年間においては、当局の調査等が一番多く、内部統制等、内部通報、取引先からの照会等、公認会計士監査、内部監査という順になっているとしている。

また、上記の 5 年間に於いて、調査報告書が公表されている上場企業等 177 社で生じた会計不正（184 件）のうち、不正の手口が判明しているものを分類したところ、「粉飾決算」の類型に属するものが 263 件、「資産の流用」の類型に属するものが 76 件認められたとしている。なお、「粉飾決算」の類型については、その手口が複数存在する場合、それぞれの手口を 1 件として計上しているため、184 件とは一致しないとしている。つまり、不正の手口の総数が 339 件となる中、その約 77%が「粉飾決算」の類型に属するものであったとなるが、一般に、「資産の流用」による財務諸表への影響額よりも、「粉飾決算」による財務諸表への影響額の方が多額になることから、上場会社等が証券取引所の適時開示基準に準拠して公表する会計不正の数は、「粉飾決算」の方が多くなるとしている。

さらに、会計不正のうち、「粉飾決算」に係る手口をより詳細に分析したところ、「架空仕入・原価操作」、「売上への過大計上」等が多く認められ、令和 7 年 3 月期においては、「粉飾決算」の類型に属する不正の手口のうち約 32%が、架空・前倒しを含む売上への過大計上、循環取引、工事進行基準の悪用等、収益関連のものであったとしている。なお、収益関連に次いで多かった不正の手口は、架空仕入・原価操作といった原価関連のものであり、「粉飾決算」の類型に属する不正の手口のうち約 27%を占めるとしている。一方、「資産の流用」に係る手口をより詳細に分析したところ、「現金の横領」と「第三者の会社を介在した資金流出」が最も多く、「資産の流用」の類型に属する不正の手口のうち、併せて約 70%を占めるとしている。なお、会計不正が行われた事業が判明しているものを業種別で分類したところ、上記の 5 年間に於いて、サービス業が 46 社と全体の約 24%を占め、次いで、卸売業が 27 社、建設業が 21 社、情報・通信業 20 社などとなったとしている。

近年、会計不正に係る公表が増加している背景として、新型コロナウイルス感染症の流行時にリモートワークが普及し、企業内の監督・牽制機能が低下して、会計不正を実効する機会が増えた一方で、その後の職場回帰により、内部統制や内部通報制度がその機能を回復し、会計不正の発見につながっているとの指摘がある。ただし、株主などの多くの利害関係者が存在する上場企業等にとって、業績へのプレッシャーは和らぐことはなく、経営者等が会計不正を引き起こす動機は継続しており、内部監査、監査役等による監査及び会計監査人による監査の重要性は高まっていると考えられる。審査会は、会計不正の動向にも着目して、モニタリングを実施していく。

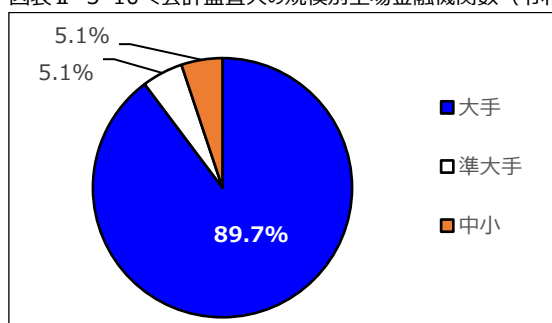
³⁴ https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250724jqd.html を参照

（３）金融機関監査の状況

上場金融機関（117 社）の約 90%を大手監査法人が監査しており、時価総額ベースで見ると大手監査法人の割合は 99%を占める状況にある。上場国内会社全体の状況と比較すると、大手監査法人の占める割合がより高くなっている（図表Ⅱ-3-10、Ⅱ-3-11）。上場国内会社全体の状況は、「（２）金商法・会社法監査の状況等」（62 ページ）を参照のこと。

なお、上場金融機関における業態特有の会計や監査に対応するため、大手監査法人は、監査業務部門の中に業態に特化した部署を設置しているほか、一部の準大手監査法人は、金融機関の会計処理等に関する照会を専門に扱う支援体制を整備するなどの取組が行われている。

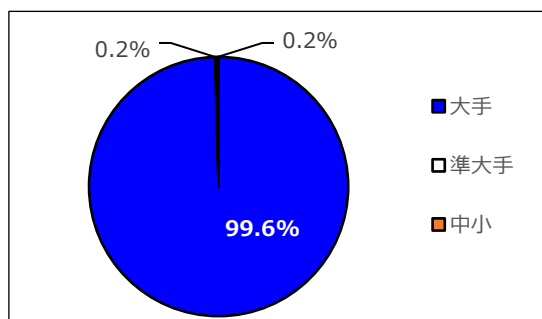
図表Ⅱ-3-10＜会計監査人の規模別上場金融機関数（令和8年3月末）＞



大手監査法人	105 社
準大手監査法人	6 社
中小規模監査事務所	6 社
合 計	117 社

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-11＜会計監査人の規模別上場金融機関の時価総額（令和8年3月末）＞



大手監査法人	152 兆 4,977 億円
準大手監査法人	3,099 億円
中小規模監査事務所	3,276 億円
合 計	153 兆 1,352 億円

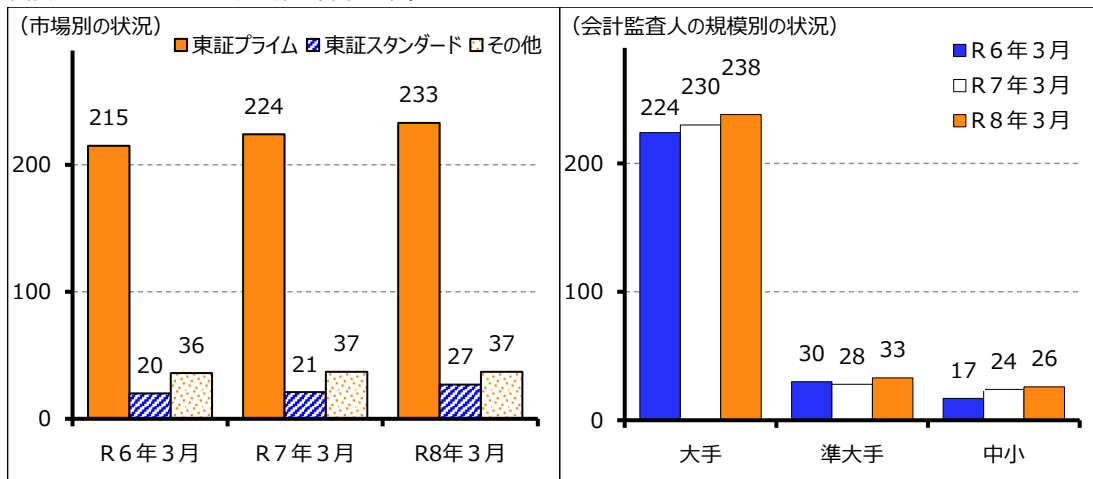
（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

（４）IFRS 適用会社の状況

令和8年3月末時点において、IFRS 適用会社が上場している市場別の状況及び IFRS 適用会社の会計監査人の規模別の状況は、以下のとおりである（図表Ⅱ-3-12）。

IFRS 適用会社は、その大部分が東証プライムに上場している。また、海外展開を行っている会社が多く、大規模なグローバルネットワークと提携している大手監査法人に監査が集中している。この状況は、IFRS 適用を決定している会社（業務執行を決定する機関が IFRS の適用を決定して開示した会社）についても同様にみられる（図表Ⅱ-3-13）。

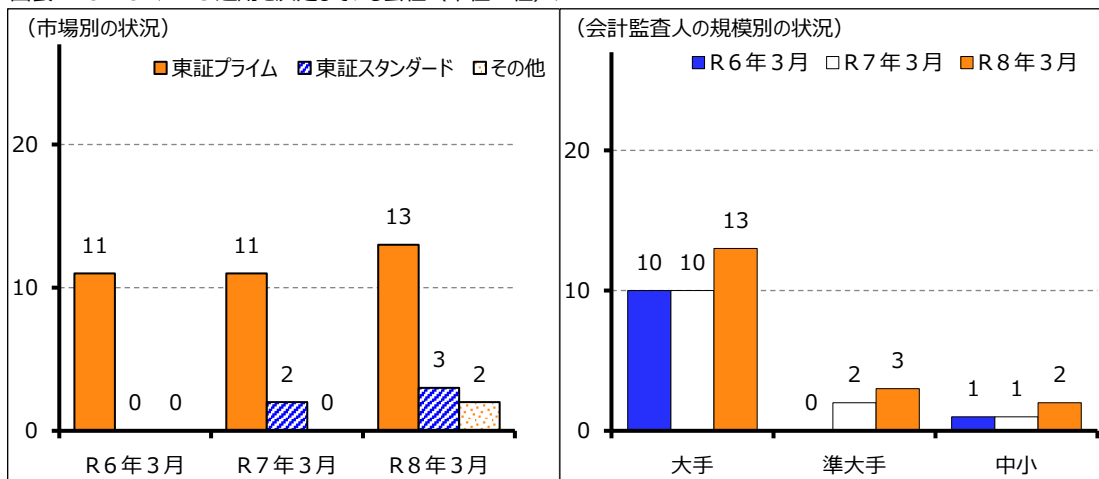
図表Ⅱ-3-12 <IFRS 適用会社（単位：社）>



(注) 令和 5 年 12 月 1 日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、会計監査人の規模別の状況における R 6 年 3 月期の旧 PwC 京都監査法人は大手に区分している。

(出典) 取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-13 <IFRS 適用を決定している会社（単位：社）>



(注) 令和 5 年 12 月 1 日付で PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となったため、会計監査人の規模別の状況における R 6 年 3 月期の旧 PwC 京都監査法人は大手に区分している。

(出典) 取引所データより審査会作成

(5) 新規上場 (IPO) 監査の状況

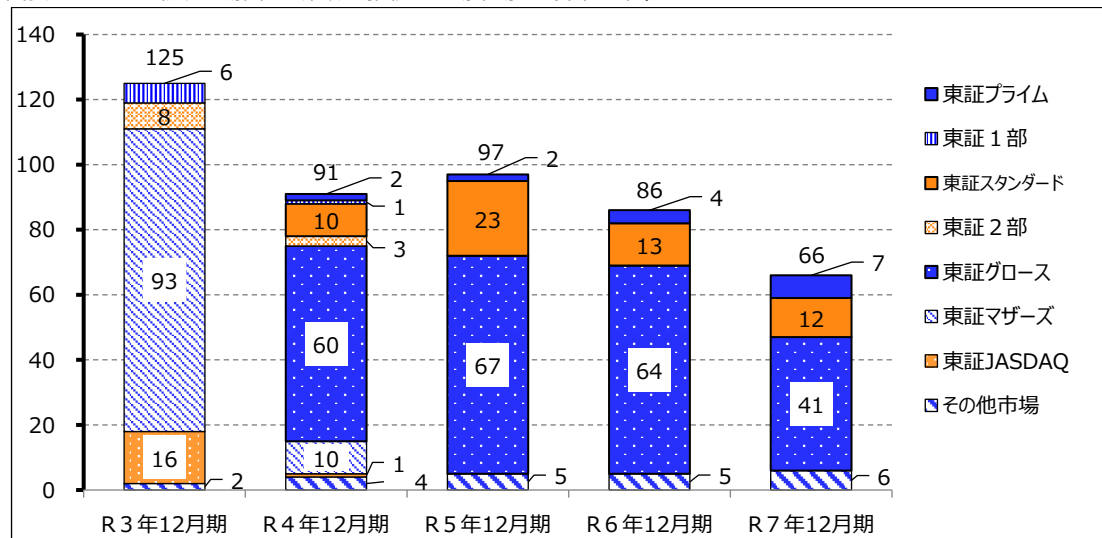
令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までの期間（以下「令和 7 年 12 月期」という。）における新規上場国内会社数（TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market への上場を除く。）は 66 社と、前期の 86 社を大幅に下回った。上場市場別では、令和 12 年 3 月 1 日以降、上場維持基準のうち時価総額基準について、「上場 10 年経過後、時価総額 40 億円以上」から「上場 5 年経過後、時価総額 100 億円以上」への厳格化が決定された東証グロース市場において、新規上場会社数が 64 社から 41 社に大幅に減少した（図表Ⅱ-3-14）。

監査事務所の規模別シェアをみると、大手監査法人のシェアが引き続き高い（図表Ⅱ-3-15）。ただし、大手監査法人内での法人ごとのシェアは変動しており、それぞれの法人の業務運

営方針や IPO 関連業務の状況の変化等が反映されているものと考えられる。監査法人における IPO 監査の受嘱方針、組織体制等については、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況 1. 業務管理態勢 (4) 監査業務を実施する組織体制」(91 ページ) を参照のこと。

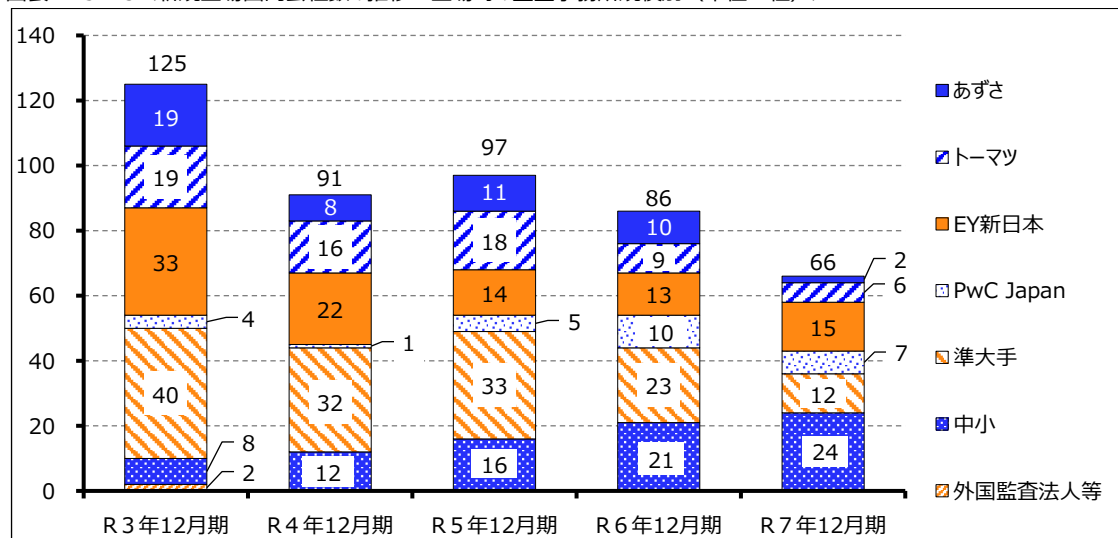
なお、令和 7 年 12 月期において、大手監査法人のシェアが 49%から 46%に、準大手監査法人のシェアが 27%から 18%にそれぞれ低下した一方、中小監査法人のシェアが 24%から 36%に上昇している。

図表Ⅱ-3-14 <新規上場国内会社数の推移：上場市場別（単位：社）>



(出典) 取引所データより審査会作成

図表Ⅱ-3-15 <新規上場国内会社数の推移：上場時の監査事務所規模別（単位：社）>



(注) 令和 5 年 12 月 1 日付けで PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となった。合併前の PwC 京都監査法人が新規上場に関与したものは準大手に区分している。

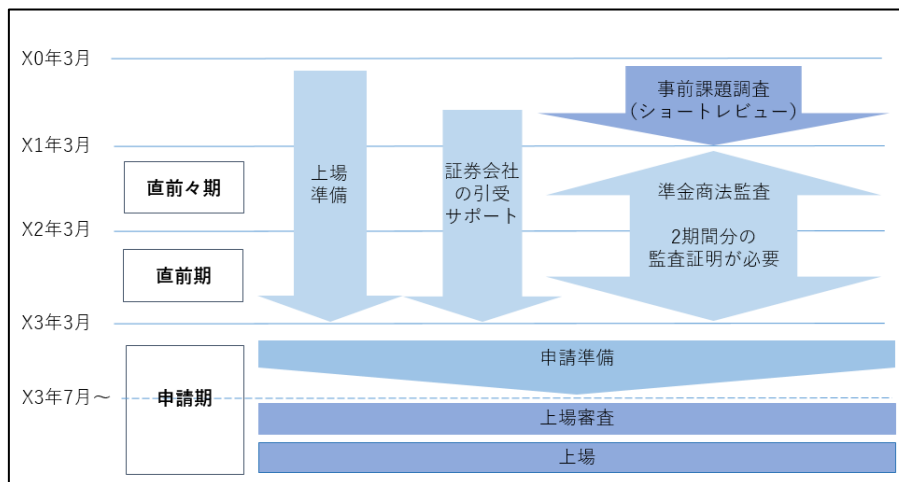
(出典) 取引所データより審査会作成

監査法人の多くは、IPO を支援することは企業を成長させ、経済社会の発展につながるため、IPO 監査を受嘱することを監査法人の使命として認識している。

ただし、IPO 監査は、被監査会社の内部管理体制が脆弱であるなどといった監査リスクが相対的に高い場合が多く、IPO の時点で既に不正な会計処理が行われていたような事案も発生している。これらを踏まえ、IPO 監査の受嘱に関しては、通常よりも契約リスク等を慎重に検討する方針を取っている監査法人が多い。

中小監査法人のシェアが増加した背景には、大手監査法人や準大手監査法人において、リソース不足の問題や、IPO 監査のリスクを考慮した監査工数に見合う監査報酬水準を高く求めていることがあり、中小監査法人の監査報酬の方が自社の事業規模に見合っていると、被監査会社に評価されていることなどが考えられる。

図表Ⅱ-3-16 <IPO までのスケジュール例（3 月期決算）>



（出典）審査会作成

■IPO 支援業務の状況■

株式の上場のためには、上場する期（申請期）の直前2期について、金商法第192条の2第1項の規定に準ずる監査（以下「準金商法監査」という。）が必要とされている。また、準金商法監査契約の締結前には一般的に事前課題調査（ショートレビュー）を実施することにより、上場に向けた課題を洗い出し、課題を解決していくことが上場準備作業の大きな流れである。IPO 準備会社は、事前課題調査や課題を解決していくための助言業務を監査事務所に依頼することも多く、監査事務所は、当該調査等を非監査証明業務として受嘱している。監査事務所が非監査証明業務として実施する IPO 関連の支援業務としては、例えば以下がある。

- ・事前課題調査（ショートレビュー）
- ・経営管理体制構築支援
- ・内部統制構築支援
- ・決算早期化支援
- ・上場申請書類の作成支援

中小規模監査事務所に対する報告徴収（令和7事務年度の対象は中小監査法人のうち44法人）によると、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況に関し、「監査証明業務を提供」又は「非監査証明業務を提供」しているとの回答率は、令和7事務年度において全体の59%であり、上述の上場時の監査事務所規模別のシェア率が示すとおり、中小監査法人による IPO 準備会社への業務提供機会が多い。また、一部の中小監査法人においては、IPO 準備会社への業務提供に注力した経営方針により、成長を続けている事例もみられる。

審査会としては、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査等を通じて、IPO 準備会社等に対する監査業務等の提供に係る課題の有無を確認していく。

■新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応■

新規上場会社において上場直後に会計不正が判明した事案の発生を受けて、株式会社東京証券取引所と日本取引所自主規制法人（以下、これらをまとめて「東証等」という。）を事務局とするIPO 連携会議³⁵は、令和7年12月12日に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」（以下「東証等会議資料」という。）を公表している。

東証等会議資料では、上場審査機能の質的向上及びIPO 関係者と連携・協力した再発防止の取組として、以下の対応を実施することが記載されている。

- ・不正リスクに応じた上場審査
- ・内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化
- ・経営者に向けた啓発活動等
- ・IPO 関係者との連携・協力
- ・自主規制法人における不正リスクに関する上場審査能力の向上に向けた取組

東証等会議資料を受けて、IPO 関係者の対応策として、協会は、令和8年1月26日に「新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）」（以下「協会通知」という。）及び「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」を公表し、日本証券業協会（以下「証券業協会」という。）は、令和8年3月18日に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」を公表している。また、東証等、協会及び証券業協会は、令和8年3月27日に、IPO 関係者の対応策の取りまとめとして「新規上場時の会計不正事例を踏まえたIPO 関係者の対応について」を公表した。

IPO 関係者の対応策の一つとして、新規上場時の会計不正事例を踏まえて、上場準備期間に監査法人が交代している場合、東証等及び主幹事証券会社が、前任監査人に対する交代経緯等の確認を上場審査時に実施することとしている。また、不正リスクに関する監査能力向上のための対応策として、IPO に関する監査法人のすそ野が中小規模監査事務所まで拡大している状況を踏まえて、協会は、登録上場会社等監査人の要件引上げの検討や監査人に対するモニタリングの強化等を実施することとしており、これらは、IPO に関与する監査法人にも影響を及ぼすものとなっている。

なお、協会通知では、会計不正事例に関する協会の監査実施状況について調査及び審査を行った結果に基づき、監査の社会的信頼性を維持向上させることを目的に、監査の基準等の要求事項を遵守する際、実際の会計不正事例を踏まえて特に注意すべき点を、6項目に区分して整理しており、特に、上場国内会社の監査先が少ない小規模監査事務所において、人的リソースや不正会計事例に関する実務上の経験が限られていることから、協会通知を参考に、改めてリスク・アプローチを適切に適用して、重要な虚偽表示リスクの識別・評価及び対応に取り組むことを求めている。

各公表資料の詳細については「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応 1. 中小規模監査事務所をめぐる動向」（135ページ）を参照。

³⁵ 日本取引所グループが、IPO を巡る課題について、証券会社・監査法人等の関係者と定期的に意見交換を行う場として、令和7年1月に設置した会議体

4. 外国監査法人等関係

(1) 外国監査法人等の制度

上場国内会社等が金商法の規定により提出する財務諸表には、原則として、我が国の公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないが、外国会社等の場合、金商法の規定により提出する財務諸表は、当該外国会社等の属する国の公認会計士等による監査証明を受けることが一般的である。このため、外国会社等に対しては、我が国の公認会計士等に相当する者により、金商法上の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合、例外として、金商法上の監査証明を受ける必要をなくし、監査証明を二重に受けることがないように手当てされている。

このような手当ての一方、我が国の資本市場の健全性を確保するために、平成19年の法改正において、金商法による開示対象となる外国会社等の財務諸表の監査を行う外国の公認会計士等に対して、金融庁長官への届出を求めている。

上記の届出を行った者を外国監査法人等とし（法第1条の3第7項、第34条の35第1項）、金融庁及び審査会の検査・監督の対象としている。

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」³⁶（平成21年9月公表）に基づき、原則として3年に一度、外国監査法人等に対する報告徴収を実施しており、直近では令和6事務年度に12か国・地域、28の外国監査法人等に対して報告徴収を行った。なお、審査会は、外国監査法人等に対する報告徴収や検査を実施する際の手続等について、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」³⁷を公表している。

(2) 外国監査法人等の状況

外国監査法人等の届出状況をみると、その所在地は、欧州が最も多く、次いでアジア・大洋州となっている（図表Ⅱ-4-1）。

国・地域別では、フランス、ケイマン諸島（各8法人）、米国、香港（各7法人）の順が多い。なお、外国監査法人等の届出状況については、金融庁ウェブサイトにおいて「外国監査法人等届出一覧」として随時更新・公表されている。

³⁶ 外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定めたもの（平成21年9月公表）

³⁷ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めたもの（令和6年6月最終改正）

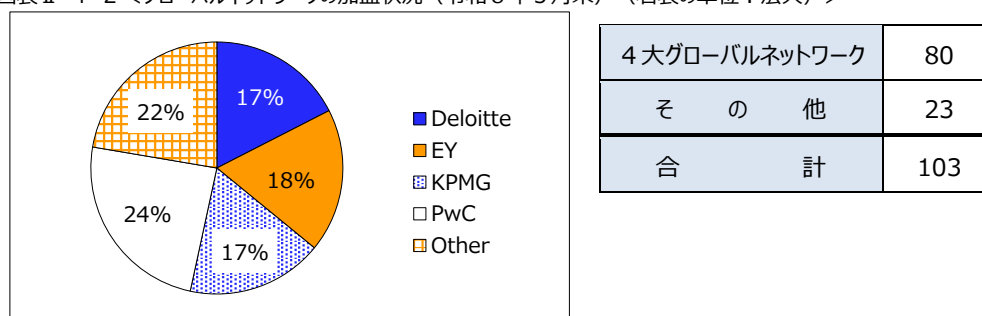
図表Ⅱ-4-1 <外国監査法人等の状況（令和8年3月末）>

	国・地域数	外国監査法人等数
欧州	16	61
アジア・大洋州	10	30
北米	2	10
中東	1	2
合計	29	103

（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

外国監査法人等のうち、4大グローバルネットワークに加盟している外国監査法人等が約8割を占めている（図表Ⅱ-4-2）。

図表Ⅱ-4-2 <グローバルネットワークの加盟状況（令和8年3月末）（右表の単位：法人）>



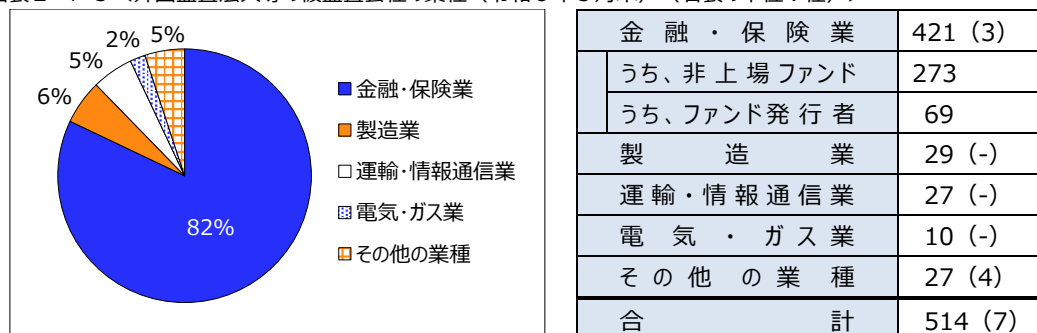
（注）金融庁に届出のある外国監査法人等のうち、監査法人名に4大グローバルネットワークの名称が含まれている先を集計
（出典）金融庁ウェブサイトより審査会作成

（3）被監査会社の状況

金商法の開示規制の対象となる外国会社等の有価証券は、我が国において、募集若しくは売出しが行われている、又は、取引所に上場している、外国会社が発行する株券のほか、外国会社の発行する社債券や、外国投資信託受益証券及び外国投資証券が含まれている。現在開示されている外国会社等のうち、その多くが非上場ファンド（外国投資信託受益証券及び外国投資証券）である。

外国会社等の業種は、「金融・保険業」が82%を占めており、「金融・保険業」の約65%が非上場ファンドである（図表Ⅱ-4-3）。

図表Ⅱ-4-3 <外国監査法人等の被監査会社の業種（令和8年3月末）（右表の単位：社）>



（注）括弧内の数字は、我が国の取引所に上場している会社数（ファンドを含む。）